

出張理科実験教室 感染対策ガイドライン

ver. 1.2

東京大学サイエンスコミュニケーションサークルCAST

目次

1. 感染対策にあたって
2. 用語の定義
3. イベント実施の判断基準
4. 出張イベント実施における具体的な感染対策
5. 感染対策チェックリスト
6. (参考)東京大学の「課外活動再開に向けての本学の方針について」

1. 感染対策にあたって

このガイドラインは、東京大学サイエンスコミュニケーションサークルCAST(以下、東大CASTまたはCAST)が対面でのイベントを行うにあたり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として実施する基本的事項を整理したものである。

このガイドラインは、東京大学が発表する「課外活動再開に向けての本学の方針について」¹に準拠したものとなっている。適宜、東京大学の学生向けの新型コロナウイルス感染症に関するe-ラーニング教材なども参照している。

新型コロナウイルスに関連する情報などは今後も更新されることが予想される。このため、東京大学や厚生労働省などから発表される最新の情報を随時確認し、必要な場合はこのガイドラインを更新する。ガイドラインに変更が生じる場合には、そのことを構成員に周知し、必要に応じてイベント依頼主にも連絡する。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ限りは有効とする。具体的には、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」²において、活動制限レベルが「0(通常)」に引き下げられるまでは有効であるとする。

イベント準備および実施の際には、以下の内容によく目を通し、確実に実行すること。

仮に感染が確認される者が出た場合も、感染者やその家族の人権尊重・個人情報保護に留意すること。

2. 用語の定義

○ 出張イベント または イベント

東大CASTが行う、出張理科実験教室やサイエンスショーなどのことを指す。特に説明がない場合、オンラインではなく対面で実施されるものを指す。

¹ <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>

東京大学「課外活動再開に向けての本学の方針について ※令和3年1月7日追記」(2021年1月7日閲覧)

² <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137691.pdf>

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」(2021年1月11日閲覧)

東京大学における、活動制限の方針について記してある。2021年1月11日現在、活動制限レベルは1(制限小)となっている。

○ PL

プロジェクトリーダーの略称。イベント依頼主と連絡をとったり、イベントの構成を考えたり、当日も他のCASTメンバーに指示を出して運営の中心となったりするなど、自身の担当イベントに対して責任を持つ。イベントごとに、1人あるいは複数のCASTメンバーが有志でPLを担当する。

○ 依頼検討

イベントの依頼ごとに、CASTとして実行が可能であるかどうか、およびPL(前述)担当者を決定できるかどうかについて検討を行う場のことを指す。サークルの定例集会などで実施される。

○ 接触者

このガイドライン中では、国立感染症研究所の定義³に基づき、以下のいずれかに当てはまる者のことを指す。

- ・同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・手で触れることができる距離(目安として1m以内)で、必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった者

○ イベント参加者

イベントの当日に、イベントに関与した人。具体的には、イベントの対象となる子どもや保護者、同室で観覧する依頼主や関係者、イベントに関して取材を行う人(イベントでの滞在時間が極端に短い場合は除く)を指す。

3. イベント実施の判断基準

東大CASTとしての出張イベントの実施可否の判断は、東京大学が発表する「学生の課外活動制限」に従うものとする。東京大学より、学生の課外活動を制限する旨の通知が出されている場合は、東大CASTとして出張イベントを実施しない。

4. 出張イベント実施における具体的な感染対策

4.1 イベント受諾の際の確認事項

³ <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>
国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年5月29日暫定版)」より(2020年8月6日閲覧)

・新規依頼に関しては、オンラインでのイベント実施も可能であること、および、対面イベントであれば以下の感染対策を講じた上で実施することを、依頼検討前のタイミングで連絡する。依頼主より、この感染対策を行うことに対する承諾が得られない場合は、対面でのイベント実施ができない旨を合わせて説明する。

・この感染対策が効力を持った時点ですでにPLが決定している対面イベントの場合、PLはなるべく早い段階で、この感染対策を講じた上で対面イベントを行うことを説明する。依頼主より、この感染対策を行うことに対する承諾が得られない場合は、イベント実施ができない旨を合わせて説明する。

・なお、実施に伴い、CASTメンバーが自宅以外に宿泊する必要が生じるイベント(主に遠方でのイベント)については、CASTとして実施することはない。

・補足: 以下の感染対策に照らすと、対面イベントの関係者(CASTメンバー・参加者)どうしの間に1m以上の距離を確保できる広さで、かつ恒常的あるいは定期的な換気が可能な部屋を用意できる、あるいは部屋の広さに応じて参加者の人数を調節できることが、対面イベント実施が可能となるための必要条件となる。

4.2 イベント前日まで

・CASTメンバーとして、全員が毎日、体調のチェックを行うことを習慣づける。

・東大CASTとして、メンバーに対して、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」のインストールを行うことを推奨する。

・対面イベントに関する打ち合わせは、メールまたはビデオ通話アプリなどを用いてオンラインで行うことを推奨する。下見などを行う関係上、対面での打ち合わせを行うことが必要である場合は、打ち合わせに参加するCASTメンバーは、次項と同じ項目に基づいて体調のチェックを行い、「体調不良」と判断される場合には打ち合わせへの参加を控える。「体調不良」と判断されない場合も、打ち合わせ時のマスク着用、打ち合わせ参加者どうしの1m以上の間隔の確保を徹底する。

・PLを含め、イベントへの参加を行うCASTメンバーについては、イベント実施14日前⁴(複数日に渡るイベントの場合はその初日から起算)からイベント最終日にかけて体調および各日の接触者のチェックを行い、その記録を残すことを義務付ける。イベント当日の体調のチェックはイベント前に行うものとする。

⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf>

厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版」(2020年8月6日閲覧)より、新型コロナウイルスの潜伏期間が1~14日間であることから、イベント実施前14日間を集中管理期間とした。

チェックすべき項目は以下の通り⁵。

- 1) 起床時の体温(体温計がある場合は毎日測定を行う)
- 2) 呼吸障害(息が荒くなった/息苦しい/少し動くと息があがる/胸痛がある/横になれない・座らないと息ができない/肩で息をしたりゼーゼーする など)
- 3) 味覚・嗅覚障害
- 4) ひどい咳・痰
- 5) だるさ(全身倦怠感)
- 6) 吐き気
- 7) 下痢
- 8) その他の症状(食欲不振/鼻水・鼻詰まり/喉の痛み/頭痛/関節痛・筋肉痛/一日中気分がすぐれない/発疹/目が赤い・目やにが多い)
- 9) 接触者(項目2の定義に基づく)

各メンバーはそれぞれ、以上の項目について記録を行い、イベント後まで保管する。各メンバーは、イベント14日前から毎日、以下の基準に照らして「体調不良」と判断されるか判断し、PLに報告する。PLは、自身を含めたイベントに参加するメンバー全員について、「体調不良」と判断されるか否かの情報を集めて所定の場所に提出する。ただし、各メンバーが、PLに対して上記項目のチェック結果の生データを報告する必要はなく、PLも、各メンバーについての上記項目のチェック結果の生データを提出する必要はない。

以下のいずれかに当てはまる場合、「体調不良」と判断する。

- ① 項目1)の体温が37.5℃を上回る。
- ② 項目1)の体温が37.0℃を上回り、かつ項目2)～8)のうち2つ以上の症状が見られる。
- ③ 体温にかかわらず、項目2)～8)のうち3つ以上の症状が見られる。

チェックの結果、1日でも「体調不良」と判断された場合、または上記項目9)の接触者が新型コロナウイルスへの感染を確認された場合は、そのメンバーはPLに体調不良の旨を伝え、イベントの参加を取りやめることとする。代替りのメンバーについては、イベントの14日前より体調の管理を行っており、その結果体調不良でないことが分かっているメンバーがいれば、その者が参加することが可能である。

なお、いかなるメンバーも、上記の項目に関する自らのチェック記録について、これを他人に開示するか否かを自身で判断する権利をもつ。

4.3 イベント当日

・飛沫を減らすため、当日準備を行う際の会話は最低限にとどめる。具体的には、イベントの準備に必要な指示や確認などを行うにとどめる。

⁵ 東京大学 新型コロナウイルス感染症 健康管理サイトのチェック項目に準拠。
「体調不良」と判断する基準についても、同健康管理サイトの「自宅待機」指示の発出基準に準拠している。

・イベント会場において、イベント前に参加者の体温を測定する。非接触式の体温計を使用し、37.5℃以上の体温が確認された場合は、接触式の体温計を用いて再度の測定を行う。この段階でも37.5℃以上の体温が確認される場合、もしくは接触式体温計による検温を参加者が希望しない場合は、その参加者に参加を控えてもらう。

・参加者には、イベント会場に入る前に手指の消毒を求める。消毒の方法については、後述の(参考)を参照する。この消毒の目的で、イベント会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。

・イベント会場では、CASTメンバーおよび参加者の全員にマスクの着用を求める。

・イベント会場における飛沫を減らすため、参加者に大きな声を出させる実験や、息を用いる実験などは可能な限り避ける。また、空気砲を客席に向かって撃たない、参加者が食べ物・飲み物を口にする実験は避ける、など実験ごとの感染リスクを避けるようにする。

・人と人の接触による感染防止のため、以下の対策を講じる。基本となるのは、「飛沫感染」「接触感染」の二つの経路による感染の可能性を徹底的に排除することである。

1) 人と人の間の距離を確保する。

参加者の座席の間に1mの間隔を空け、参加者が向かい合う形で座席を配置することを避ける。ただし、「子どもと保護者」など、普段から近距離で接触をしていることが予想される関係の参加者どうしなどの場合はこの限りではない。イベント中に参加者が立ち歩くことは、最低限にとどめる。実験教室などにおいて各卓(各班)にCASTメンバーを配置する場合、その座席には、参加者と同様、他の人と1m以上の距離を確保する。卓につくCASTメンバーは、実験や工作のときなどを含め、参加者に近づくことを避ける。工作をイベント内で実施する場合、CASTメンバーの補助が必要不可欠となるような難易度のものは避けた上で、作り方の説明書を配布するなどすることで、参加者自らの手で、あるいは保護者の補助を受けることで完結できるように留意する。

2) イベントで用いる道具の消毒を行う。消毒の方法については後述の(参考)を参照。

参加者が触れることを意図していない演示用の実験道具については、CASTメンバーが触れたらその都度消毒を行う。CASTメンバーは、参加者への呼びかけを行うことで、参加者が実験道具にむやみに触れないようにし、もし参加者が実験道具に触れた場合は、触れた後に実験道具の消毒を行う。

参加者が実験道具に触れるような実験を行う場合は、可能な限り参加者の人数分以上の数の実験道具を用意し、参加者の間で実験道具の使い回しが生じないようにする。実験道具の数が足りないことなどにより、やむを得ず実験道具の使い回しを行う場合は、それぞれの参加者が触れるたびに、実験道具の消毒を行う。工作を行う場合は、工作の道具についても同様に対応する。また、CASTメンバーが材料を配る際、材料になるべく触れないようにする。

・会場の換気を実施する。具体的には、以下のいずれかを実行する。

1) 換気扇を常時稼働させる。

2) 窓を開け、風通しをよくする。可能なら常時、冷暖房時など難しい場合は1時間に2回以上、それぞれ数分以上を目安に行う。

・これらの感染対策について、イベント参加者に対して説明を行い、理解を求める。スライドやフリップを使用することが可能な場合は、感染対策を説明するためのスライドやフリップを用意し、可能な限り丁寧に説明することが望ましい。

・イベント片付けの際も、準備と同様に会話は最低限にとどめる。

・後日の連絡(4.4 イベント終了後)を円滑にするために、依頼主の連絡先を把握しておく。メールアドレスだけでなく、電話番号を把握しておくことが望ましい。

(参考)消毒の方法⁶

1) 手指の消毒: 以下の2種類の方法がある。アルコール過敏など、個々のケースに合わせて適切な方法を選ぶ。

・手洗い

石鹸やハンドソープで10秒以上もみ洗いをし、流水で15秒以上すすぐ。この後に、さらにアルコールによる消毒を行うことは必要ではない。

・アルコール消毒

濃度60%~95%のエタノールを手指にとり、よく擦り込む。

2) モノの消毒: 複数の方法が推奨されているが、ここでは、実験教室の現場で実施が可能であると考えられる2種類の方法をリストする。

・塩素系漂白剤を薄め、塗布する。その後、水拭きを行う。(参考6のリンク先を参照)

・濃度60%~95%のエタノールを用いて拭く。

4.4 イベント終了後

・反省会は、オンラインで行うことを推奨する。イベント会場で、依頼主など参加者を交えた反省会を行う場合など、対面での反省会を行うことが強く望まれる場合には、イベント時と同様に人どうしの感覚を1m以上空け、さらに最低限の時間で済ませるように留意する。

・PLを含め、イベントに参加したCASTメンバーの中で、イベント後2日以内⁷に発症し、その後新型コロナウイルスへの感染が確認される者が発生した場合、その者は、感染が確認された旨を代表ま

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(2020年8月6日閲覧)

「モノの消毒」の部分については、同サイトで紹介されている対策の②及び⑤を参照した。

⁷ 脚注3の資料(<https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf>)では、新型コロナウイルスの感染可能期間は、発症前2日間からとされている。イベント後2日以内に発症し、新型コロナウイルス感染が確認された場合は、イベント実施日がこの感染可能期間に入ることになる。

で報告する。代表は、当該イベントのPLに対し、感染が確認された者の名前を伏せた上で、イベントに参加したCASTメンバーの中に感染者が確認された旨を伝える(PLの感染が確認された場合は、この文が示す段階は省略される。)PLは、代表の指示を受けて、依頼主に対して感染者が確認された旨を伝える。

この場合、CASTメンバーの感染が確認された日から1ヶ月後までのイベント(対象となるイベントは代表より指示する)については、PLは依頼主に対し、感染確認者が出た旨を伝えた上で、感染対策を徹底する旨を説明する。このとき、東大CASTはイベント実施を中止する判断をすることはなく、イベントの実施の可否については依頼主の判断に委ねられる。

・イベント参加者の中で、イベント後2日以内に新型コロナウイルスへの感染が確認される者が発生した場合、そのイベントに参加したCASTメンバーについては、(このガイドラインの感染対策事項が守られていれば)接触者とはならないが感染のリスクが通常よりも高いと考えられる。このCASTメンバーについては2週間の経過観察期間をとり、この間の対面イベントへの参加を控える。

・イベント後2週間以内に、CASTメンバーおよびイベント参加者の中で複数の人が感染を確認された場合、そのイベント内でクラスターが生じている可能性が考えられる。この場合、東大CASTとして対面でのイベントの危険性を認め、執行部は直近の対面イベントの実行中止を判断することになる可能性がある。

・対面イベントには関与しないCASTメンバーが新型コロナウイルスへの感染を確認された場合は、その対面イベントの実施には影響を及ぼさないと判断する。ただし、感染が確認されたCASTメンバーが、イベントに関わる他のCASTメンバーと接触していた場合には、4.2項の体調・接触者チェックの内容に従った対応をとる。

5. 感染対策チェックリスト

イベント前日までに確認する内容

メンバーの体調に異常はないか。(毎日チェックを行い提出することで、できるだけ早く異常に気づき、代役を探すことが可能である。)

メンバー全員が、イベント当日用のマスクを確保できているか。

手指の消毒用、および道具の消毒用のアルコール消毒液あるいは塩素系漂白剤を用意できる見通しが立っているか。(イベント依頼主と相談の上、可能な場合はイベント予算からCAST側で購入する。会計の都合上などCAST側で購入することが困難な場合も、必ず依頼主と相談して用意する方法を決定しておく。)

当日の準備時間にゆとりを持たせているか。(コロナ前のイベントと比べて当日の準備・確認事項が増えており、時間がかかることが予想される。)

当日使用するための体温計(接触型・非接触型)は用意できているか。

- (スライドまたはフリップの使用が可能な場合)感染対策を説明するためのスライドやフリップを作成しているか。
- イベントメンバーに対し、イベント内容の共有がしっかり行われているか。可能ならば、依頼主などの関係者にも内容を共有しておくことが望ましい。(当日の関係者間の会話を最低限にするために重要である。)

イベント当日(イベント開始前)に確認する内容

- 参加者およびCASTメンバーの座席は、1m以上の間隔を確保して配置しているか。
- 換気扇を回しているか。あるいは、窓開けによる換気を行うタイミングを関係者全体に共有しているか。
- 参加者用のアルコール消毒液の設置はできているか。
- 実験道具・机など参加者が触れうるものは消毒されているか。

6. (参考)東京大学の「課外活動再開に向けての本学の方針について」(1月30日現在)

(令和3年1月7日追記)

本方針はレベル0.5におけるものであるため、活動制限指針がレベル1へ移行したことに伴い、2021年1月11日から2月7日まで学生の課外活動は原則禁止となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための本学の活動制限指針がレベル0.5へ移行したことに伴い、以下のとおり、課外活動の再開に向けた方針を定めることとする。

課外活動においては、責任代表者の管理の下、その確実な実行について責任を負い、不十分な場合には、相応の対応を求めることとする。

(8/3追記)

課外活動については、令和2年度S2タームの授業終了日翌日以降より再開とする。

本部学生支援課管理の施設については7/29(水)より、教養学部管理の施設については8/6(木)より一部利用・予約可能とする。

その他学内施設については当該施設を管理している部局の指示にしたがうこととする。

1. 活動における「三つの密」対策

【密閉】

- 屋内施設においては、常時または定期的に十分な換気を行う。

【密集】

- 身体的距離(ソーシャルディスタンス)を十分に確保する。
- 集団での活動は、必要最小限の規模となるよう配慮する。
- 活動場所の大きさ等を考慮し、活動内容及びその人数を検討する。
- ミーティング、打ち合わせ等については対面にこだわらず、オンラインツールの活用等の対策を講じる。

【密接】

- 活動上の必要性又は安全確保上やむを得ない場合以外の不必要な発声を控える。
- 参加者同士の接触を極力控える。

2. 予防体制

- 感染予防のため、活動前後の手指消毒を徹底する。
- 飛沫抑制のためマスク等の着用を徹底する。
- 消毒液の設置、共用部分及び用具の清掃等の環境整備を行う。
- 個別の用具及び飲料ボトル等の共用を行わない。
- 活動の打ち上げ等、飲食を伴う会合及びコンパなどは行わない。
- 宿泊を伴う合宿・遠征は自粛する。
- 各活動分野で推奨されている感染対策は、積極的に導入する。
- 学外での行動については、周囲に不安を抱かせるような行為を慎む。

3. 健康管理

- 健康管理の担当者を選任し、責任代表者及び顧問教員への報告体制を確立する。
- 日付、時間、参加者(人数、氏名)に関する情報を記録し、保管する。
- 必ず検温を行う。検温は各自の体温計の使用が望ましいが、共用する場合は、消毒をする。
- 感染の如何によらず、発熱、体調不良(息苦しさ、倦怠感など)を感じた場合は、参加しない。また、そのような症状のある者(同居者を含む)が確認された場合は、参加させない。

2020年7月17日

本部学生支援課長

このガイドラインの履歴

2020年8月16日 総会にてver.1.0を制定、公開

2021年1月13日 一部変更

2021年1月30日 総会にて一部改定